

(設置)

第1条 ごみの排出の抑制、再生利用等によるごみの減量及び生活環境美化に関する市民の意識を啓発する事業の資金に充てるため、姫路市美化啓発基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金の額は、2億6,400万円とする。

2 基金は、予算の定めるところにより追加して積み立てることができる。

3 前条の趣旨に添う寄附金は、基金に追加して積み立てることができる。

4 前2項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立相当額が増加したものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第9号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。